

令和5年第12回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和5年10月25日(水)
15時30分～16時05分

出席委員

教 育 長	安 原 敏 光
委 員	田 原 知 江
委 員	小 野 武 也
委 員	京 楽 千 恵 美

事 務 局

教育部長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興係長	石 原 真 次
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
書記 教育振興課主任	藤 田 崇 文

議	題
三教委議第48号	三原市歴史民俗資料館等設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第49号	三原市学校運営協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委報第20号	県費負担教職員の任命及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 令和5年第12回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は京楽委員と小野委員に願います。

それでは、令和5年第11回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記 (令和5年第11回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

安原教育長 議事録の承認については、以上である。

安原教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第48号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って行いたいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

安原教育長 それでは、そのように取り扱う。それでは「三教委議第48号」について事務局から説明願う。

中川文化課長 8ページ三教委議第48号「三原市歴史民俗資料館等設置及び管理条例施行規則の一部改正について」説明します。本件は、同施行規則のうち、第10条第2項及び第4項を改めるものです。第10条は「資料調査のため、歴史民俗資料館専門委員を置くことができる」としており、今回の改正は第2項の専門委員の定数を「10人以内」から「4人以内」に、第4項の任期を「2年」から「2年以内」に改めるものです。条例及び施行規則の名称に「三原市歴史民俗資料館等」とあるように、円一町の三原市歴史民俗資料館と久井町の三原市久井歴史民俗資料館の2館が対象で、2館の専門委員の定数の合計人数を10人以内から4人以内とします。提案理由としては、近年、両資料館に学芸員が常駐するようになったことから、学芸員が資料調査業務を行うことにより、資料調査に係る専門委員の定数を見直すため、この案を提出するものです。9ページに新旧対照表をつけています。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

小野委員 10人から4人になるということで、削減の幅が大きいと思うが、業務に差し支えないのか。

中川文化課長 資料調査に係る専門委員については、現在4人にお願いしています。2年交替ですのでその前は6人、更に2年前も6人いました。学芸員が資料館に常駐を始めたのは三原市歴史民俗資料館が平成25年度から、三原市久井歴史民俗資料館は平成29年度からです。それ以降、学芸員が一定の業務を常駐して行うことで、専門委員の人数も減少してきました。専門委員には1人につき年間7日程度の業務をお願いしていますので、業務量としてバランスはとれていると思います。

安原教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第48号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第48号」は原案どおり可決された。それでは、ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で令和5年第12回定例教育委員会会議を終了する。

16時05分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____